

政治変動以後のチェコ外交と NATO 加盟 —1989年～1999年—

矢田部 順 二

1. はじめに

1999年3月、チェコ共和国は北大西洋条約機構（NATO）の加盟国となった¹⁾。東欧の社会主義体制があいついで崩壊し、議会制民主主義・市場経済を柱とする新しい制度への移行を開始した、1989年のいわゆる「東欧革命」から10周年目の外交的成果であった。「革命」後のチェコスロヴァキア政府は91年後半以降、ソ連の崩壊過程に直面し安全保障政策の見直しを迫られ、NATO との関係強化をめざしてきた。さらにその後継のチェコ政府も、一貫して NATO への加盟を主要な外交目標の一つに掲げ絶えず主張してきたから、それは外交目標念願の具現化であった。

チェコスロヴァキアの政治変動は、東欧の他の社会主義国における政治変動に呼応して、1989年11月17日の夕刻に起きた学生デモと警官隊の衝突をきっかけに始まった。そしてその年の12月に共産党政権が下野し、共産党時代には異論派の活動家であったヴァーツラフ・ハヴェル Václav Havel が大統領に就任するまで、きわめてスムーズかつ平穩に権力の移行がおこなわれたため、「ビロード革命」と呼ばれた²⁾。1993年にチェコスロヴァキアはチェコ共和国とスロヴァキア共和国のふたつの独立国家にこそ分裂し

1) ここでいうチェコとは、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の解体によって1993年1月に独立したチェコ共和国を指す。なお、チェコ・スロヴァキア連邦共和国とは、1990年4月の国名改正にともなう表記であるが、本稿では便宜的にチェコスロヴァキアと記す。

2) 89年のチェコスロヴァキアにおける政治変動に関する経緯については、さしあたり、林忠行「チェコスロヴァキアの改革」南塚信吾・宮島直機編『'89東欧改革』講談社現代新書、1990年、172-194頁を参照。

たものの、「革命」から10年ほどの歳月を経て、チェコはかつての社会主義体制へ逆戻りすることなく、ヨーロッパにおける「普通の国」に変貌した。

本稿では、その10余年を対外政策を中心に振り返り、チェコ共和国の現状を考える手だてとしたい³⁾。ただし、ひとくちに10年とはいっても、その中には政治経済社会の多様な局面でのさまざまな変化があるので、ここではチェコの外交政策の中でも1999年3月に実現した、NATO加盟までの推移をひとつの軸として論旨を展開したい⁴⁾。これは筆者が主としてチェコスロヴァキアの外交に注目して研究を進めてきたためでもあるが、体制転換から10年目という節目でヨーロッパの重要な国際機構にチェコが受け入れられたその足跡を振り返っておきたいためでもある。したがって、チェコ外交を通じて冷戦後のヨーロッパ安全保障構造の変容を鳥瞰するというより、そのような構造的変容に対して中欧のある一国がどのように対応してきたかを政治史的に整理しておく、という作業が中心となる⁵⁾。

- 3) 体制転換後のチェコスロヴァキア外交、およびチェコ外交を概観した論考としては、例えば、Andrew Cottey. *East-Central Europe after the Cold War: Poland, the Czech Republic, Slovakia and Hungary in Search of Security*. London, 1995. (チェコについては60-92頁)、林忠行「チェコ共和国と欧州統合」日本国際問題研究所編『EC統合と東欧政治』(平成6年度外務省委託研究報告書)、1994年3月、21-26頁、を参照。また体制転換から92年までのチェコスロヴァキア外交をあつかった論考としては、橋本信子「チェコスロヴァキアの対外政策 ——ハヴェル=ディーンストビール外交の理想と現実 1989-1992——」『同志社法学』第48巻第2号、1996年、135-161頁、がある。
- 4) チェコ外交とNATO加盟問題については、加盟交渉の進展と共に多くの報道資料がNATOとチェコ政府から出されてきたが、研究者の手による論考としては、チェコの国際関係研究所(Ústav mezinárodních vztahů)発行の*Mezinárodní vztahy*(『国際関係』)誌、*Mezinárodní Politika*(『国際政治』)誌における一連の研究が、この問題の経緯とチェコ側からの視点を知る上で貴重である。本稿でも、*Mezinárodní vztahy*の1999年第2号、2000年第4号、2001年第1号や、*Mezinárodní Politika*の1999年4月号、2000年3月号における諸論考が役立った。
- 5) 冷戦後のヨーロッパ安全保障構造の変容を、諸組織間の複雑な関係に配慮しながら現地調査を基礎に説明づけた論考には、植田隆子の一連の研究がある。例えば、植田隆子「欧州における軍事同盟の変容と協調的安全保障構造」『国際政治』117号、1998年、175-190頁、は示唆に富む。

日頃、日本のマスメディアでは中東欧諸国のことがニュースになることは珍しい。しかし1999年3月12日、NATOが中欧の3か国、ポーランド、チェコ、ハンガリーを新たな正式加盟国として迎え入れ、19か国体制をとるにいたったニュースは、旧社会主義圏へのNATO東方拡大の第一陣としてわが国でも大きく報道された⁶⁾。加盟実現までの道のりには、ロシアが旧ワルシャワ条約機構加盟国のNATO加盟に反対しているという厳しい政治状況が存在した。その意味するところは、戦後40年余りに渡ってヨーロッパを東西に分けてきたいわゆる「鉄のカーテン」の地政学的状況が、ついに軍事機構の分野でも崩れるという点を、ロシア政府が危惧したからである。

チェコの立場からすれば、NATOへの正式加盟は、「革命」直後から盛んに政府関係者が口にしたスローガンの一つである「ヨーロッパへの回帰」を実現させたものであった。国内には祝賀ムードが拡がり、式典も加盟直後には国内外の各地で行われた。しかし中欧3か国の加盟から12日後の3月24日には、コソヴォ問題の人道的解決を掲げてNATOがセルビア共和国を空爆する事態が生じ、「ヨーロッパへの回帰」という一種の感傷だけではNATO加盟という新たな状況に対応しきれない現実の厳しさが突きつけられる格好となった。

以下では最後にNATO加盟以後のチェコ外交の課題にも触れるが、まずは、はじめにこの10年余りのチェコ政治の動向を振り返るために、諸政党と選挙結果、さらに政権についてその政治過程をごく簡単にまとめておきたい⁷⁾。

また、冷戦後の東欧地域における国際関係の変動を全般的にまとめた論集として、*Tadayuki Hayashi, ed. The Emerging New Regional Order in Central and Eastern Europe*. Slavic Reserach Center, Hokkaido University, 1997. がある。

6) 例えば、『朝日新聞』1999年3月11日号、および同年3月12日号。

7) 1989年以降のチェコスロヴァキア、およびチェコ共和国の政治過程に関する論考としては、例えば、Jiří Večerník, ed. *Zpráva o vývoji české společnosti 1989—1998*. Praha, 1998, pp. 269-296., 林忠行「チェコスロヴァキアにおける政党政治の再編と連邦の解体—1989～92年」『ロシア研究』第16号, 1993年, 84-107頁, および拙

2. チェコ政党政治の概観と安全保障政策の推移

(1) 議会選挙と政権交代

1989年12月の政権交代では、国民和解内閣として、共産党閣僚も含むチャルファ Malian Čalfa 内閣がいわば「大連立内閣」として選挙によることなく円卓会議という場で成立した。このとき、内閣の中心的存在になった政党は、「ビロード革命」にあたって共産党支配に反対する人々が結成した市民運動体の「市民フォーラム (OF)」であった。その後、90年6月に共産主義体制崩壊後初めての議会選挙が行われ、市民フォーラムは圧倒的な支持を得て、市民フォーラムを中心とする連立政権が連邦レベルでも、チェコ共和国においても成立した。このときの選挙は、町中に共産党への批判ビラが渦巻く選挙であり、共産党勢力の排除が国民の総意としてめざされた。

稿「第一次クラウス内閣の4年間と96年チェコ下院選挙結果—1992年6月～1996年7月」『ロシア研究』第23号、1996年、73-90頁。

また、冷戦後のチェコの議会制と政党の概観については、林忠行「チェコ共和国の議会と政党」伊東孝之編『東欧政治ハンドブック—議会と政党を中心に』日本国際問題研究所、1995年、55-79頁を参照。

なお、89年12月以降の政権は簡単にまとめると以下の通りである。

チャルファ第一次政権（「国民和解内閣」、連邦政府）：

1989年12月10日～1990年6月27日、外相：ディーンストビール

チャルファ第二次政権（連邦政府）：

1990年6月27日～1992年7月2日、外相：ディーンストビール

ストラースキー Jan Stráský 政権（連邦政府）：

1992年7月2日～1992年12月31日、外相：モラフチーク Jozef Moravčík

クラウス第一次政権（チェコ共和国政府）：

1992年7月2日～1996年7月4日、外相：ジェレニェツ Josef Zieleniec

クラウス第二次政権：

1996年7月4日～1998年1月2日、外相：ジェレニェツ（～97年10月24日）、

シェジヴィー Jaroslav Šedivý（97年11月8日～）

トショフスキー政権：

1998年1月2日～1998年7月22日、外相：シェジヴィー

ゼマン政権：

1998年7月22日～現在、外相：カヴァン

その後、90年後半、市民フォーラムでは経済改革のスピードをめぐるそれまでくすぶっていた内部対立が深刻化した。結果として市民フォーラムは90年末から91年初めにかけて諸派に分裂した。89年12月以降蔵相を務め、92年7月からは首相として6年チェコ経済を主導したクラウス Václav Klaus を中心とする右派の「市民民主党 (ODS)」と「革命」後外相の職にあったディーンストビール Jiří Dienstbier を中心とする左派の「市民運動 (OH)」などである。多数を占めたのは市民民主党であった。結局のところ市民フォーラム成立の経緯自体が、共産党支配を終わらせるという点だけで結びついたさまざまな意見の人々の寄り合い所帯であったため、経済改革の一層の加速化を図るクラウスに、旧体制下の異論派を中心とする左派勢力が反発したことが原因である。いいかえれば、「革命」後の政治状況の中で、政治の実権が旧体制を批判し続けた勢力から元官僚のテクノクラートに移動した結果であった。「盗まれた革命」といわれる所以である。

92年6月の選挙では市民民主党が33.4%の得票率で勝利し、チェコにおいてはクラウスの主張した急速な経済改革が支持を集めたことが示された。ディーンストビールの市民運動は惨敗した。ちなみに90年以降、チェコスロヴァキアでは連邦国家を形成してきたチェコ人とスロヴァキア人の考え方の差異が、国名問題や新憲法制定問題でことあるごとに政治問題化し議会を混乱させていた。その対立が92年の選挙結果に端的に現れて、スロヴァキアにおいて民主スロヴァキア擁護運動 (HZDS) ほか分離主義的傾向の強い政治勢力が支持を集めたため、チェコスロヴァキアは92年末をもって連邦を解消することとなった⁸⁾。

ところでチェコにおいては、92年下院議会選挙のころまでに現在の主要政党5党の骨格が定まってきたとあってよい。すなわち右派から、(1) 市民民主党、(2) 第二の右派政党 (当時は「市民民主連盟 (ODA)」, 現在では市民民主党の一部がさらに分かれ、ODAの一部とも合同し自由同盟

8) 連邦解体の背景、プロセスなどについては、Jiří Musil, ed. *The End of Czechoslovakia*. New York, 1995. など。

(US), (3) キリスト教民主同盟—チェコスロヴァキア人民党 (KDU-ČSL), (4) チェコ社会民主党 (ČSSD), (5) チェコ・モラヴィア共産党 (KSČM) である。92年選挙の結果、クラウスは連邦首相ではなく、チェコ共和国の首相に就任して右派3党の連立内閣を組織し、チェコ共和国の独立以後もこの政権がそのままチェコ共和国政府となった。

そののち、チェコでは96年5月末に下院選挙が行われたが、この選挙でも市民民主党が第一党になり、クラウスが連立内閣を組織した。しかし連立与党側の議席数は予測されていたほど伸びず、クラウス内閣は下院議会で過半数に1議席満たない99議席の少数派内閣となった⁹⁾。隣国のポーランドやハンガリーでは体制変動後2度目の選挙において旧共産党の後継政党が勝利したが、これに比べれば、チェコの有権者の選択はクラウスの経済政策に支持を寄せたものの、不満層も増加したことの結果であった。この選挙は、体制変動後のチェコにおける政治課題が多様化かつ深化したため、争点が分散したことが特徴であった。またこの年は、憲法上設置されながらも、93年の独立から選挙が実施されないままになっていた上院において11月に選挙が実現したが、この上院でも第一党は市民民主党であり、社会民主党が第二党であった¹⁰⁾。

しかしその後のチェコ政治は混迷した。なぜなら、クラウスの政権運営はその強引さのためにほかの連立与党からも反発を招き、また97年後半から経済成長にかげりが生じたことが影響して、クラウス第二次内閣は97年暮れに連立を解消し総辞職した。その後、1998年1月には中央銀行総裁であったトショフスキー Josef Tošovský を首班に暫定内閣が組織され、6月に前倒しの下院議会選挙がおこなわれた¹¹⁾。

9) 前掲拙稿, 83-87頁。

10) 81議席中、市民民主党は29議席、社民党は25議席であった。第1回の上院選挙結果については、http://www.senat.cz/senatori/1_obdobi.htm を参照。

11) 98年下院議会選挙については、Pavel Šaradín ed. *Volby '98: předvolební situace, programy, výsledky*. Brno, 2000. を参照。なお、チェコ共和国憲法によれば、下院議員の任期は4年である。

その結果成立したのが、社会民主党のゼマン Miloš Zeman 内閣である。この98年選挙で社会民主党は32.3%の票を獲得し第一党になったが、ただ、社民党が中間政党（例えばキリスト教民主同盟）と連立を組んでも議会で過半数に満たず、連立交渉は難航をきわめた。また、前述のように96年11月に成立した上院でも社会民主党は少数派であった。このため、結果としてゼマンは政策的には対極にあるはずの市民民主党と政策綱領を結び、閣外協力の大連合を形成した形をとり、少数派内閣を成立させた。このように変則的な新内閣発足となったが、これはある意味でクラウス政権からゼマン政権への内政・外交上の政策の継続性を高める結果となった。

(2) チェコ外交と安全保障政策

さらに89年以降の外交政策の推移を安全保障政策を中心に簡単に概観したい。93年1月のチェコスロヴァキア連邦解体にともなうチェコ共和国の独立後も、チェコ政府は基本的にはチェコスロヴァキア時代の外交方針を継承発展してきた。まず、体制転換前後の外交から言及しておこう。

共産党体制下のチェコ外交の基本は、ソ連を核とする社会主義諸国との友好・協力・連帯にあり、70年代以降チェコスロヴァキアはワルシャワ条約機構およびコメコン（経済相互援助会議）においてソ連に最も忠実な一員であった。しかし、この基本方針は89年末の体制転換とともに一変し、90年以降は対ソ従属外交の清算・欧州統合への加盟を目標に、欧州への回帰のスローガンの下、活発な要人往来を通じて西側諸国との関係緊密化および経済関係の増大が図られた。またイデオロギーに基づく外交路線の放棄によって韓国、イスラエル（90年）、南アフリカ（91年）との国交が樹立されるなど、アジアや中南米諸国とも幅広い関係の構築に着手した。このような外交努力から、90年10月の国際通貨基金（IMF）、世界銀行への再加盟、91年2月の欧州評議会加盟、同じく年末の欧州共同体（EC）との連合協定締結が実現した。

そしていわゆるソ連圏からの脱却は、91年6月の駐留ソ連軍の撤退およ

び7月のワルシャワ条約機構解体として結実した。共産党時代を通じてソ連軍の存在は国民感情に重くのしかかっていたから、これは歓迎されたが、同時に結果として中欧には安全保障上の空白が生じた。この事態はあらかじめ予想されたものであったので、政府は90年初頭から全欧安保協力会議（CSCE）を通じた全欧安保体制の確立を主張していた。とくにディーンストビール外相は、異論派時代のCSCEによる人権擁護活動との関係も背景にして、プラハにCSCE事務局を誘致するなど、組織拘束力の強化・紛争処理能力の向上・平和維持活動能力の付与に積極的に関与した。

90年以降の外交はまた、近隣諸国との地域協力をも重視した。ポーランドおよびハンガリーとのヴィシエグラード協力や、この3か国にオーストリア、クロアチア、スロヴェニア、イタリア、新ユーゴスラヴィアを加えた「中欧イニシアチヴ」は経済面での地域協力を目指した。92年12月にはヴィシエグラード協力の一環として3か国間の自由貿易圏創設協定（CEFTA）が締結された¹²⁾。これも背景には中欧諸国の友好協力関係の模索が安全保障に寄与すると考えられたためであった。

しかし、91年初めのソ連部隊によるバルト3国介入やその後のソ連政治の混迷およびユーゴスラヴィア情勢の泥沼化は、CSCEによる紛争解決の難しさを露呈することとなった。チェコ政府も安保上の脆弱性を危惧し、NATO、西欧同盟（WEU）など欧州安保の既存諸機関との関係強化を模索し始めた。すなわち91年の末までにはのちのNATO加盟に関わる安全保障政策に一定の転換が図られたといえるであろう。

加えて以上の外交に微妙な影響をもたらしたのが、92年6月の議会選挙結果であった。連立政権の中核を占めた市民民主党のクラウスはプラグマティックな対応を旨とした。そして中欧の地域協力に関しては、欧州統合

12) 冷戦後のヨーロッパ国際関係と地域協力の関わりについては、広瀬佳一編『ヨーロッパ変革の国際関係：「冷たい平和」への危機』勁草書房、1995年、および、同「欧州新秩序における『東欧』再編の行方」『外交時報』第1291号、1992年、55-68頁、を参照。

への加盟を最大の目標に掲げ、経済面のみならず地域協力は可としながらも、これが EC 加盟への足かせとならないよう、中欧諸国協力の組織化および政治化には距離を置く姿勢を取った。またディーンストビール外相が推進した人権外交への偏重傾向にも批判的であった。チャルファ政権が武器の禁輸も含む措置を検討し、論争となったことに比べ、チェコスロヴァキアの主要産業の一つである武器製造について、クラウス政権はチェック体制や相手国の選択を厳格にすることで武器貿易の継続に柔軟な対応をみせた。

93年1月の連邦解体によって、国際法的にはチェコはスロヴァキアとともにチェコ・スロヴァキア連邦共和国の継承国となった。しかしその外交は基本的に旧連邦時代の方針を継承したものと言って差し支えない。93年1月には国連加盟を果たし、諸外国との外交関係の樹立も進んだ。また93年10月末には新たな独立国として国連安保理非常任理事国選挙で翌年から2年間の理事国ポストを得るなど¹³⁾、国際社会にも順調に受け入れられた。ただし、連邦時代からの基本外交政策のひとつである欧州統合への参加に関しては、欧州評議会への再加盟（6月）、対 EC 連合協定の再締結（10月）にみられるように統合プロセスの一時的失速を余儀なくされた。

安全保障面でクラウス政権は、NATO への正式加盟を最重要目標とし、CSCE の枠組みや地域協力の推進をむしろ副次的とする傾向が強まった¹⁴⁾。93年7月の中欧イニシアチヴ首脳会議でも組織化に最も消極的姿勢を示し、CSCE プラハ事務局もウィーン事務局の開設にともなって縮小された。この背景には不安定なロシア情勢や旧ユーゴスラヴィア内紛の長期化に加えて、93年秋以降、NATO 拡大問題が NATO 内でも議論されはじめたことが挙げられ、さらに経済的に後進地域のスロヴァキアが分離した影響も大きい。クラウス政権は外交面では現実主義的対応をその基本とした。

13) 国連・安全保障理事会における非常任理事国としてのチェコの活動については、*Ústav mezinárodních vztahů ed. Česká zahraniční politika: Česká republika v Radě bezpečnosti OSN 1994-95*. Praha, 1997. が詳しい。

14) Pezl, Karel. "Od prvních kontaktů k interoperabilitě AČR s NATO." *Mezinárodní politika*. No. 12, 1995, pp. 4-6.

この外交政策は、クラウス政権が倒れ、結果として社民党の政権に受け継がれた98年6月以降も基本的に大きく変化することはなかったといつてよい¹⁵⁾。社民党は96年下院選挙まで、NATO加盟問題について、平時における核配備と外国軍の駐留に反対し、加盟に際しても国民投票の必要性を主張していたが、政策遂行の上で市民民主党の協力を仰ぐことになったことから、結局それまでの既定方針を受け継いだ。これは98年8月に示された新政権の施政方針において明らかであり、その文面からは加盟にあたっての「条件」を示唆する表現が消えた¹⁶⁾。これは安全保障面でのNATO加盟という方針が、極右政党や旧共産党勢力を除く政権担当可能政党間において既定方針となったことを意味している。

3. 加盟問題へのチェコ外交の対応

(1) NATO加盟実現までの推移

ここでは、NATO加盟問題の動向に絞ってチェコ外交の対応を概観したい¹⁷⁾。中欧諸国のNATO加盟問題が空想や希望の表明に留まらなくなった一つのきっかけは、93年8月末にポーランドを訪問したエリツィン・ロシア大統領が加盟容認とも受け取れる発言をおこなってからであろう¹⁸⁾。そ

15) 98年選挙における社民党の選挙綱領では対NATO政策について、デンマークやノルウェーの地位を理想としつつNATO加盟への機会が開かれることを望む立場が示された。(Pavel Šaradín. *op.cit.*, pp. 86-88.)

16) “Programové prohlášení vlády České republiky.” Praha, srpen 1998. (<http://www.vlada.cz/vlada/dokumenty/prohlas.mac.htm>)

17) 以下の叙述は、筆者が1993年3月から1995年3月に専門調査員として在チェコ日本大使館に勤務した際の調査、およびその後の現地調査結果を基にしている。『NATO・EUの東方拡大をめぐる研究(現地調査)』(平成8年度外務省委託研究報告書)日本国際問題研究所, 1997年, および、『東中欧地域国際関係の変動』(平成8年度～平成9年度科学研究費補助金(国際学術研究)研究成果報告書), 1998年, を参照。)

また, Antonín Svěrák. “Vnější a vnitřní aspekty začleňování rezortu obrany ČR do NATO.” *Mezinárodní vztahy*, No. 2, 1999, pp. 13-22. も, NATO加盟までのチェコとNATOの関係に詳しく, 示唆に富む。

18) *Mladá fronta dnes*. 1993. 8. 26., 1993. 8. 27. 以下, MF Dnes.。

の直後にロシア政府はエリツインの発言を打ち消したが、にわかに NATO 拡大問題は世論の中でも現実味を帯びるようになった。すでにチェコは93年1月から北大西洋協力会議 (NACC) のメンバー国となり¹⁹⁾、NATO 諸国との公式的な接触が始まっていたものの、チェコ社会における受けとめられ方は「国際協力」の域を越えるものではなかった。これに変化が現れた。

94年1月、クリントン米国大統領はプラハを公式訪問し、中欧4か国外相との会談をおこない、安全保障問題を中心に意見交換がなされた²⁰⁾。これに先立ちアメリカは、前年10月、NATO とその周辺国との実効的協力関係を創り出す「平和のためのパートナーシップ (PFP)」計画を打ち出したのであったが、この方針はチェコ訪問直前に開催されたブリュッセル NATO 首脳会議で加盟諸国によって了承され、その結果が中欧4か国外相に伝えられたのであった。

この PFP 計画枠組み文書にチェコは3月初めに署名した。これ以降チェコ政府は国防省を中心に、実のある16対1の協力関係を模索しつつ計画立案にあたり、軍関係者の交流、合同演習など軍事協力が具体的な課題となっていた。

すなわち PFP 計画枠組み文書に関連し、チェコは2ヶ月後の5月にプレゼンテーション文書を提出し、個別計画は11月末に承認された。こうして94年半ば以降、PFP の枠組みに沿って NATO 加盟国との共同演習が断続的におこなわれた²¹⁾。さらに NATO との関係強化の方策として、加盟諸国との二国間軍事協力が重視され、NATO 関連シンポジウムもしばしば主催された。チェコ軍が旧ユーゴでの平和維持活動へ部隊を派遣したことも欧州

19) NACC : North Atlantic Cooperation Council, 97年には欧州大西洋協力会議 (Euro-Atlantic Partnership Council : EAPC) に発展的解消した。

20) クリントンと会談した中欧4か国外相は、チェコ：ジェレニェツ、ポーランド：オレホフスキー Andrzej Olechowski, ハンガリー：イエセンスキー Géza Jeszenszky, スロヴァキア：モラフチーク Jozef Moravčík であった。

21) Antonín Svěrák. op. cit., pp. 15-17.

94年から98年にかけてチェコ共和国軍が PFP の枠組みで参加した軍事演習などのプログラムは210にのぼる。

の安定に寄与する NATO の基本理念に沿った行動であった。

そしてクリントン大統領が96年10月の演説において、中欧諸国への NATO の第一次拡大に言及したことはチェコでも大きく報じられた²²⁾。NATO の中心的存在である米国が東方拡大問題に関して対象と期限を明示することは予想外であったため、報道ぶりは一種の驚きにも似たものだった。政府もあえて喜びを隠そうとした。しかし実際には NATO 側からの招聘による「加盟」の方が、さまざまな基準を達成する必要がある EU 加盟よりも早く実現できると考えられるようになった。クラウス政権はすでに述べたように96年の議会選挙において少数与党を背景とする内閣になったが、政権に留まっていた。96年の選挙綱領において社民党は、NATO 拡大問題に関し、領土内の NATO 軍による核兵器配備に慎重な姿勢を見せていたから、クラウス政権の存続は外交の継続の上から少なからぬ意味をもっていた。96年暮れにチェコの軍関係者、外交関係者への聞き取り調査をおこなった際、彼らの口からは加盟への自信が示されたが、それを証明するように、97年7月のマドリッドにおける NATO 首脳会議では、ポーランド・ハンガリーと並んで第一次拡大候補国として指名され、正式の加盟交渉が始まることとなった。

この決定による加盟交渉が NATO 本部において開始されたのは、97年秋である。第1回交渉では政治問題（9月23日）、第2回交渉では軍事防衛問題（10月6日）、第3回交渉では資産問題（10月13日）、第4回交渉では情報保護問題（10月23日）が話し合われ、第5回交渉は最終交渉として加盟意思が確認され、また NATO 予算にしめる年度ごとのチェコの拠出分を0.9パーセントとすることが決まった²³⁾。そしてこの交渉結果は97年12月の NATO 諸国外相会議で確認され、99年4月までの加盟が事実上決まったのであった。チェコ政府も98年1月21日には北大西洋条約への調印を正式決定し、4月末には上下両院が加盟を承認した。既存の加盟国では98年12月

22) MF Dnes. 1996. 10. 23.

23) Antonín Svěrák. op. cit., p. 21.

1日のオランダ議会による承認を皮切りに、批准手続きが進行した。その結果チェコを含む中欧3か国の外相は、NATO創設50周年目の記念日を4月4日に控えた1999年3月12日、北大西洋条約の批准書に署名し、3か国は正式の加盟国としてNATOに迎えられたのである。93年に加盟問題が具体化してから6年越しの懸案の解決であった。

NATO軍との軍備統合には、共存性 (compatibility)、相互操作可能性 (inter-operability)、相互交換性 (interchangeability)、共有性 (commonality) の4段階が設定された²⁴⁾。これはチェコ軍がNATO軍の一員として活動するために装備面・指揮系統面など、40年余り続いたソ連式軍隊のありかたを根本から変革する必要性を示している。軍将校がアメリカのウェスト・ポイントにある合衆国軍事アカデミー (United States Military Academy) に派遣留学したのも、コミュニケーション・ツールとしての英語を修得する必要に迫られてのことであった。1999年3月に加盟が実現した際は、まだ第4段階にはいたっておらず、依然として継続的にチェコ軍の変革が急がれている²⁵⁾。

他方、軍備統合の問題はしばしば兵器装備の問題に単純化され、買い換えるという意味で財政負担増の懸念を生み、加盟問題における大きな論点となってきた。しかし国防費 (軍事部門) はNATOの意向ほど伸びずに漸増傾向にあり、97年段階で国内総生産に占める割合は1.66パーセント、98年が1.88パーセント、99年が1.9パーセントと見積もられた²⁶⁾。実際、加盟翌年の2000年にも2.2パーセントであった²⁷⁾。

24) 国防省対外関係担当ブラウシル (Zdeněk Brousil) 大佐へのインタビュー (1996年11月18日)。

25) 例えば、2001年現在でも中欧3ヶ国は防衛装備の近代化途上にあり、NATO標準の西側製戦闘機の購入が検討されている。(『日本経済新聞』2001年5月28日夕刊。)

26) チェコの国内総生産における国防費支出 (軍事部門・非軍事部門) の割合に関する指標・グラフは、チェコ国防省ホームページ (http://www.army.cz/mo/rozpo/zakl_ud.htm) を参照。

27) <http://www.army.cz/zpravy/english/2000/brezen/1styear.htm>

しかし、加盟が事実上決まったあとにも問題が全くなかったわけではない。マドリッド首脳会議以後、チェコ国内では NATO 加盟国の水準に適合する法整備が急がれた。しかしこれには97年秋の国内政局の動揺が影響し、「チェコ共和国の安全保障に関する憲法法律第110号/1998年」が可決されたのは、98年4月22日であった。またその後政権交代があったため、そのほかの法律が政府によって検討され始めたのは12月であった²⁸⁾。6月には国家安全保障会議が発足し、内閣に安全保障戦略や財政出動の保証をとまなう軍備計画などを提言していたが、99年3月までにまとまったのは「チェコ共和国の安全保障戦略」と「チェコ共和国の軍事戦略」の2つにとどまった²⁹⁾。

(2) NATO 加盟の意味と課題

つぎにチェコにとって、今回の NATO加盟の最大の意味は何であるのか、それを整理し、さらに NATO 加盟国としてのチェコ外交の課題をまとめておく。

1999年3月12日の署名式典でカヴァン Jan Kavan 現チェコ外相は、

28) 98年4月22日の憲法法律に関しては、Vladimír Zoubek. “Ústavní zákon o bezpečnosti České republiky.” *Mezinárodní vztahy*, No. 2, 1999, pp. 23-31. が制定過程、問題点を扱っている。

この論文によれば、政府によって検討された法律案は、

(1) 国防省の管轄問題として、「チェコ共和国の防衛保障に関する法」、「軍事行政官庁に関する法律」、「チェコ共和国の文民保護に関する法律」(以上、防衛一般に関する法)、「軍事法」、「チェコ共和国軍に関する法」、「チェコ共和国領における外国軍および外国におけるチェコ共和国の軍隊に関する法」(以上、軍隊と従軍義務に関する法)、「平時または緊急時の兵役、軍事訓練に関する法および予備役の法的割合に関する法」、「職業軍人法」(以上、兵士に関する法)、

(2) 内務省管轄問題として「緊急事態に関する法」、(3) 国家財政備蓄局の管轄問題として「経済の防衛に関する法」、(4) 環境省の管轄問題として「工場事故の予防と除去および統合救命システムに関する法」である。

なお、国防省管轄の法律案は、「チェコ共和国領における外国軍および外国におけるチェコ共和国の軍隊に関する法」を除き、99年1月2日に閣議決定され、国会審議に付された (Antonín Svěrák. *op. cit.*, p. 20.)。

29) Antonín Svěrák. *op. cit.*, p. 19.

「NATO の集団防衛システムの一翼にわが国が統合されたことを喜びたい」と述べ、加盟国として責務を果たすことを宣言した。3月12日から13日にかけてのチェコの新聞報道はほぼ NATO 一色といった感で、ようやく積年の念願が実現した喜びに湧く様子が伝えられた³⁰⁾。チェコ国防省は NATO への加盟理由を以下の10項目で紹介した³¹⁾。

1. NATO 加盟は国益である、2. NATO のメンバーシップはチェコの主権を強化する、3. NATO は民主主義的組織である、4. NATO の中欧への拡大は地域的安定を高める、5. NATO への加盟によってヨーロッパへの回帰が明確に果たされる、6. NATO 加盟は長期的にはチェコの安全保障にとってもっとも安価な選択肢である、7. NATO は機能的な防衛同盟である、8. NATO は欧州安全保障体系の永続的一翼である、9. NATO は欧州に新たな安定的空間を創出する、10. NATO 加盟はチェコの抑止潜在力を高める

これらの理由はどれも驚くにあたらないのことばかりである。中でもチェコを始めとする中欧3か国にとっての最大の理由は、やはり5番目に示されている「ヨーロッパへの回帰」であろう。3月12日の式典でハンガリーのマルトーニ János Martonyi 外相は「ハンガリーは家に戻った、家族の中に帰ったのだ」と述べたが³²⁾、これはチェコの人々にとっても偽らざる心境であろう。著名なジャーナリストで共産党時代には亡命を余儀なくされ、「革命」後は文化大臣も務めたパヴェル・ティグリド Pavel Tigrid は3月13日付の新聞のコラムに、「これでもう、1938年のミュンヘン協定のような災いは起こらなくなる」と書いたが³³⁾、その安心感をこの10年、チェコ人は求めていたことになる。

しかしながら正式加盟国を果たしたことで幸福感にばかり浸って入れ

30) CNN のホームページ (<http://www.cnn.com/WORLD/europe/9903/12/big.nato.02/>)、および、MF Dnes. 1999. 3. 12., 1999. 3. 13., 1999. 3. 14.。

31) <http://www.army.cz/mo/nato/index.htm> (1999年4月当時)

32) 前掲、CNN のホームページ。

33) MF Dnes. 1999. 3. 13.

ないことは、式典から11日後の3月24日から始まったセルビアに対する NATO の空爆が如実に示した。空爆に際しては爆撃機の領空通過を求められ、また4月7日にはアルバニア難民のために軍医による野戦病院の派遣が決定された³⁴⁾。いわば後方支援を提供する形であるが、これは、NATO 軍との軍備統合過程が1999年末までに第2段階の相互操作可能性 (interoperability) を終了する予定とされたように、まだ直ちに前線でチェコ軍が参加することはできないことを示している。

すなわち、いまだ政治変動後の移行過程にあるチェコの財政状況は厳しく、チェコ軍の装備を一朝一夕に近代化することは不可能な状況である。この間、政府は NATO 加盟による負担増が引き起こす財政問題は杞憂であると主張してきた。たしかに98年までの段階では国内総生産に占める国防省予算 (軍事部門) の割合は2%程度で推移してきた。しかしこれはこれまで国防省予算に占める非軍事部門の予算の伸びをかなり抑えて初めて可能な数値であった。両部門を合わせた国防省予算が増え続けることには、世論の反発も出てこよう。国内には NATO 加盟に対する反対派が皆無なわけではない。旧共産党の KSCM や排外主義的な極右政党だけでなく、環境運動の活動家グループも加盟に反対しており、NATO 関連政策の展開によってはテロなど社会問題が発生する可能性もある³⁵⁾。

すなわち、正式加盟国になったとはいっても、完全に以前からのメンバーと肩を並べるためには、まだ越えなければならないハードルがいくつも残されているのである。

4. まとめにかえて ～難問としての EU 加盟

やはり、チェコが他の旧来の NATO 加盟諸国と遜色なく肩を並べるため

34) *Ibid.*, 1999. 4. 8.

35) 99年2月26日、ハヴェル大統領が加盟文書に署名し、記念演説をおこなった際にも環境保護団体の活動家らによる小競り合いがあった (*Rok 1999 – Mimořádná příloha magazínu MF Dnes*. No. 52. 1999. 12. 30.)。

には、EU 諸国なみの経済力・生活水準が達成されねばならないのではな
かろうか。その意味では EU 加盟問題がどうしてもクローズアップされざ
るを得ない³⁶⁾。NATO 加盟が実現した現在、チェコ外交の次の主要課題は
欧州統合問題に移ってきている³⁷⁾。軍事同盟との統合問題より、欧州統合
の主役である EU への加盟希望の方が、体制転換後早くから議論されてき
たという経緯もある。しかし、すでに述べたように招聘による NATO 加盟
と比べると、経済・社会・法体系など多くの条件をクリアしなければならない
EU 加盟の方がはるかに問題は多い。最後に EU 加盟問題の現状を整理
して本稿のまとめにかえたい。

チェコ外交にとって EU 加盟問題は、体制転換後のチェコスロヴァキア
の外交方針を引き継いだものであり、NATO 加盟問題と同様に重要視され
てきた課題のひとつである。1991年12月、チェコスロヴァキアは当時の EC
との間でいわゆる「欧州協定」を締結したが、これはチェコの独立後、国
家が新しくなったという理由で93年10月に結び直された³⁸⁾。チェコとの欧
州協定は94年から貿易関連の項目について部分発効したが、完全発効は95
年2月1日であった³⁹⁾。政治変動後の市場経済化にともなって、チェコの
対 EC 諸国貿易量は増加し、EU 諸国は重要な輸出入対象国となっている。
98年から99年にかけて EU 諸国との貿易摩擦も表面化した。これも相互関
係の深化にともなうものである。

旧社会主義諸国の経済発展を援助する目的で作られた PHARE プログラ
ムは⁴⁰⁾、チェコスロヴァキアに対しては90年9月以降実施された。95年か

36) 中東欧諸国への EU 拡大問題については、島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著
『EU 入門—誕生から、政治・法律・経済まで』有斐閣、2000年、209-230頁、に問
題点が整理されている。

37) Pavel Telička. “Rozhodující krok příprav na vstup do EU.” *Mezinárodní politika*,
No.1, 2000, pp. 4-5. および, Id. “Aktuální stav jednání o přistoupení ČR k EU.”
Mezinárodní politika, No.1, 2001, pp. 5-7. を参照。

38) European Commission. *Evropská unie, váš soused*. Luxembourg, 1995, p. 38.

39) 田中俊郎『EU の政治』岩波書店、1998年、171頁。

40) PHARE とは、Poland Hungary Assistance for Restructuring Economy の頭文字 ↗

ら99年かけての計画に見積もられた総額は、90年から94年までの実績（93年以降チェコに対しては年あたり6000万エキュ）に比較して11%増の3億3000万エキュ前後となった⁴¹⁾。それらの援助は主としてインフラ整備や雇用対策など経済改革面に利用されてきた。

クラウス政権は1993年ごろから、2000年までの加盟希望をしばしば公式の場で発言していたが、実際の加盟申請は1996年1月におこなわれた。97年12月のルクセンブルク EU 首脳会議においてチェコは、加盟申請のあった11ヶ国の中でも、ポーランド、ハンガリー、エストニア、スロヴェニア、キプロスとともに二国間加盟交渉を開始する EU 東方拡大の第一陣に選ばれ、その政府間交渉を98年4月以降おこなうことが決まり⁴²⁾、加盟問題は大きく前進した。

その後、98年3月31日第1回の事務レベル交渉が開かれ、第2回が98年11月、第3回が99年4月、第4回が99年5月、外相レベルの交渉は99年末までに98年11月（第1回）、99年6月（第2回）、99年12月（第3回）に開かれた⁴³⁾。そしてこの間、チェコは国内のあらゆる分野に関する「情勢文書」（現況報告）を EU 側に提出することが求められ、EU 加盟に必要な条件を整えていくためのスクリーニングという評価作業がおこなわれている。

このように複雑な統合過程を経なければならない理由は、なによりも EU が加盟国からの主権の部分的移譲を視野に入れた超国家的 (supra-national) 機構であるからにほかならない。幸いチェコにおいては対 EU 貿易に占める農産品の割合（97年：2.78%）が低いため⁴⁴⁾、他の中東欧諸国に比べ、EU の共通農業政策に関してあまり大きな問題を抱えていないことは加盟に

を取った EU による東欧諸国支援策。支援策が立ち上がったときにはポーランドとハンガリーを対象にしていたことからこのような名称になった。

41) European Commission. *Phare programmes in the Czech Republic*. Praha, August 1996, p. 6.

42) これら6ヶ国のことを「ルクセンブルク6」という。

43) http://www.infojet.cz/Dokumenty/EU/EU_vstupni_proces_CR.html

44) *Statistická ročenka České republiky 1998*. Praha, 1998. p. 495.

むけて有利な条件である。しかし、市場統合された域内においてヒト・モノ・サービスおよび資本の自由移動を徹底させるためには、EUの諸制度に国内の諸制度を適合させる必要がある。スクリーニングにおいて評価検証されているのは、チェコがEU加盟を実現するために必要なEU法との整合性をもった国内の法整備である⁴⁵⁾。これがNATO加盟の際の軍備統合問題よりさらに複雑かつ大きな問題であることは指摘するまでもなからう。

前首相のクラウスは、EUによる欧州統合の更なる深化には懐疑的で、EUの官僚主義的体質や域外貿易に対する保護主義的姿勢をしばしば批判し、共通通貨問題でも慎重論者として知られた。今後、国内法の整備が進むにつれて、具体的なことから統合懐疑論が膨らむ可能性も皆無ではなからう。産業分野によっては市場統合において競争力のない分野もあるためである。

チェコ共和国のEU加盟が実現するとき、それは89年の政治変動の完成と評価することもできようが、むしろ共産党政治の終焉という政治変動とは別の意味での、チェコ社会の変革、いってみれば「第二の革命」、が終わるときなのかもしれない⁴⁶⁾。

(2000年6月1日)

45) 島野・岡村・田中，前掲書，213頁を参照。中東欧諸国の加盟希望国における、欧州委員会が指摘する立法措置の必要性は23分野にものぼる。

46) 本文脱稿直後の6月8日、EUの東方拡大問題の基本法であるニース条約が、加盟国アイルランドの国民投票によって批准否決された（『朝日新聞』2001年6月10日）。これも中東欧諸国のEU加盟問題におけるむずかしさを示している。